

新潟県産材の家づくり復興支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 新潟県産材の家づくり復興支援事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 糸魚川市大規模火災の被災者に対し、県産材や県産品を積極的に使用した住宅等の再建を支援することで、被災地域の早期復興と県産品の需要拡大を図るとともに、住宅建築関連産業の振興につなげることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、糸魚川市が発行した「り災証明書」を所有し、原則として糸魚川市内で、第5条4に該当する居住用住宅、共同住宅、店舗、事業所（以下「住宅等」という。）を再建する建築主と、その建築主に対し住宅等を供給する、新潟県に事業所を有する施工業者（大工・工務店等）とする。

2 再建とは、被災した時点で建築主が所有していた建築物の代替施設を、再び建築することをいう。

(補助金額)

第4条 補助金額は、住宅等建築費から住宅等に係る火災保険及び火災共済（以下「火災保険等」という。）受領額を差し引いた額（以下「負担額」という。）の範囲内とする。

(補助基準等)

第5条 補助基準等は次のとおりとする。

2 原則として、申請年度の4月1日以降納材のあった住宅等を対象とする。

3 補助対象とする木材（以下「補助対象木材」という。）は、ふるさと越後の家づくり復興支援事業実施要領（新潟県、平成30年4月1日施行）に定める補助対象の木材（越後杉ブランド認証規程（新潟県、平成31年3月31日廃止）に定める越後杉ブランド認証材）の品質・性能・検査その他の基準をすべて満たした県産スギ製品とし、建築主と施工業者及び施工業者と製材工場の間において、本事業の申請に用いる木材については補助対象木材とすることを契約内容としなければならない。

4 補助対象木材の使用量条件

補助対象木材の全使用量が5 m³以上かつ、床面積1 m²当たりの使用量が0.09 m³以

上であること。

5 補助額は次のとおりとする。

| 補助対象木材使用量 | 補助額 |
|---|-------|
| 5 m ³ 以上 10 m ³ 未満 | 20万円 |
| 10 m ³ 以上 15 m ³ 未満 | 40万円 |
| 15 m ³ 以上 20 m ³ 未満 | 60万円 |
| 20 m ³ 以上 25 m ³ 未満 | 80万円 |
| 25 m ³ 以上 | 100万円 |

6 住宅等に使用する瓦について、次に掲げる基準に該当する場合、県産瓦に対して加算補助する。

(基準)

| | |
|-----|--|
| 県産瓦 | 住宅等の屋根材として、県産焼瓦、これと同等の品質・性能を有すると認められる県産スレート瓦等（以下「県産瓦」という。）を使用する場合であって、県産瓦の代金が20万円以上の場合、以下の表のとおり加算補助する。ただし、瓦の代金が加算補助額を下回る場合は、その額を限度とする。 |
|-----|--|

(規模別加算補助額)

| 県産瓦屋根坪 (県産瓦屋根面積) | 60坪未満 (100 m ² 未満相当) | 60坪以上 100坪未満 (100 m ² 以上 166 m ² 未満相当) | 100坪以上 160坪未満 (166 m ² 以上 200 m ² 未満相当) | 160坪以上 (200 m ² 以上相当) |
|---------------------|------------------------------------|---|--|-------------------------------------|
| 加算補助額 | 24万円 | 30万円 | 40万円 | 50万円 |

※ 加算補助額は、県産瓦を使用する屋根面積により決定する。

7 住宅等に使用する畳について、次に掲げる基準に該当する場合、畳について加算補助する。

(基準)

| | |
|-----|---|
| 県産畳 | 住宅等の畳材として、県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳（以下「県産畳」という。）を使用する場合であって、材料費を含む県産畳施工代金が5万円以上の場合、10万円を上限に以下の表のとおり加算補助する。 |
|-----|---|

(加算補助額)

| | |
|------------|--------|
| 1畳当たり加算補助額 | 5,000円 |
|------------|--------|

※ 1畳の大きさは、JIS規格の標準寸法による区分のうち176cm×88cm(江戸間)を標準とする。

※ 対象となる最少畳数は4.5畳とし、その場合の加算額は2万円とする。標準と異なるサイズの畳を使用する場合は、標準に換算した畳数(小数点以下は切り捨てる。ただし、4.5畳以上5.0畳未満は4.5畳とする。)により加算補助額を決定する。

8 住宅等に使用するしっくい塗りについて、次に掲げる基準に該当する場合、しっくい塗りに対して加算補助する。

(基準)

| | |
|------------|---|
| しっくい 塗り | 住宅等において県内左官業者が別紙「既調合しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり加算補助する。 |
|------------|---|

(規模別加算補助額)

| | | | | |
|----------------|--|--|--|----------------------|
| しっくい塗り 施工面積 | 20 m ² 以上 40 m ² 未満 | 40 m ² 以上 60 m ² 未満 | 60 m ² 以上 80 m ² 未満 | 80 m ² 以上 |
| 加算補助額 | 5万円 | 11万円 | 14万円 | 19万円 |

(募集)

第6条 募集は、県のホームページ等にて受付期間を提示して開始し、当該年度の予算額に達するまで行う。

(申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新潟県産材の家づくり復興支援事業申込書（第1号様式）を、糸魚川地域振興局長に別表1に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

なお、やむを得ない理由により、糸魚川市外の新潟県内に再建する場合は、別表2の地域機関の長に提出するものとする。

(補助金交付予定者の決定)

第8条 糸魚川地域振興局長及び別表2の地域機関の長（以下「局長」という。）は、第7条に規定する申込みがあった場合は、第3条から第5条の基準に適合するか否かを審査し、その結果を補助金交付予定者決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更及び辞退)

第9条 第8条の規定により通知を受けた者（以下「交付予定者」という。）は、第7条の申込書に記載した第5条の5から8の各号に掲げる補助及び加算ごとの金額について、増額して実績報告する場合は、予め変更申込書（第3号様式）を局長に提出し、審査を受けなければならない。

なお、変更申込書の審査及び結果の通知については、第8条に準じるものとする。

2 交付予定者は、申込を辞退する場合、速やかに辞退届（第4号様式）を局長に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第10条 交付予定者は、補助金交付申請書兼実績報告書（補助金交付要綱第1号様式

の2)に別表3に掲げる書類を添えて、当該年度の3月20日(当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに局長に提出しなければならない。なお、補助金交付要綱第11に規定する状況報告書(補助金交付要綱別記第5号様式)は、補助金交付申請書兼実績報告書をもってこれに代えるものとする。

2 交付予定者は、補助対象木材の納材に係る伝票類(納材伝票、請求書等)の記載内容と補助対象木材納品書兼証明書(第5号様式)の数量の整合を確認した上で、補助金交付申請書兼実績報告書を提出するものとする。

※ 伝票類には、補助対象木材を表す表記がされていること。

3 交付予定者は、前項の納材伝票類について、補助事業の完了検査その他局長の求めがあった際には、これを提示しなければならない。但し、予め写しを提出することで提示に代えることができるものとする。

4 交付予定者が、補助対象木材の製材工場を兼ねており、自社で製材した材を使用する場合、前項の納材に係る伝票類は、補助対象木材に係る製品管理台帳等に代えるものとする。

5 補助金の申請内容について、局長が必要と認める場合、補助対象木材その他の納材状況について、申請者の立会いを求めて現地を確認できるものとする。

6 交付予定者は、補助対象木材の製品検査野帳等について補助事業の完了検査その他局長の求めがあった際には、これを提示しなければならない。但し、予め写しを提出することで提示に代えることができるものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 局長は、第10条に規定する補助金申請書兼実績報告書が適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(第6号様式)により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長は、交付決定取消通知書(第7号様式)により、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 規則、補助金交付要綱又はこの要領の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

(併用できない事業の範囲)

第13条 建築主は、本事業と新潟県産材の家づくり支援事業及びふるさと越後の家づくり事業(平成30年度末をもって事業終了)との併用申請はできないものとする。

本事業と、国土交通省が行う地域型住宅グリーン化事業とを併用申請する場合は、県産瓦及び県産畳、しっくい塗りの加算はできないものとする。

また、地域型住宅グリーン化事業において、地域材を使用し20万円を限度とする加

算を受ける場合は、本事業との併用申請はできないものとする。

(書類の保存)

第14条 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業の申請に係る関係書類と合わせて、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(報告等)

第15条 局長は、次に掲げる事項について、知事に報告等を行わなければならない。

- (1) 申込状況（期日、様式は知事が別に定める）
- (2) 補助金交付実績（期日、様式は知事が別に定める）
- (3) 第9条の2に規定する辞退届（受理後、写しを知事へ提出する）
- (4) しっくい塗り施工証明書（実績確定後、写しを知事へ提出する）
- (5) 産地証明書類の写し（期日は知事が別に定める）

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成29年4月6日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月19日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本事業の改正前の事業であるふるさと越後の家づくり復興支援事業の実施要領（平成30年4月1日施行）に規定する様式によって、平成31年3月末日までに発行された越後杉ブランド認証材納品書兼証明書については、補助対象木材納品書兼証明書（第5号様式）に代わるものとして、本事業において有効とする。

別表1（第7条関係・申込時添付書類）

| |
|---|
| <p>(ア) 糸魚川市が発行した「り災証明書」</p> <p>(イ) 住宅建築予定地を表示した地図</p> <p>(ウ) 建築確認済証及び建築確認申請書（第1面から第6面）の写し または、建築工事届（第1面から第4面）の写し</p> <p>(エ) 請負契約書の写し （第5条の3に規定する補助対象木材により本事業の申請を行う旨を明記した契約書であること。但し、建設工事請負契約書と別に、建築主・工務店・製材工場の3者が第5条の3に規定する補助対象木材により本事業の申請を行う旨を明記した契約を締結する場合、当該契約書の写しを合わせて提出すること）</p> <p>(オ) 図面（平面図・立面図・伏図（各階・基礎・小屋）） （補助対象木材の使用部分が確認できる図面であること）</p> <p>(カ) 屋根施工面積のわかる書類（瓦加算を希望する場合）</p> <p>(キ) 畳施工面積のわかる書類（県産畳加算を希望する場合）</p> <p>(ク) その他、局長が審査に必要と認める書類</p> <p>※変更申込みの際は、事業変更申込書（第3号様式）のほか、上記の添付書類のうち、変更に係る書類を添付すること。</p> |
|---|

別表2（第7条関係・機関の長・書類提出先）

| 建築する区域 | 提出する地域機関 |
|--|---------------------|
| 村上市、関川村、粟島浦村 | 村上地域振興局農林振興部林業振興課 |
| 新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町 | 新潟地域振興局農林振興部林業振興課 |
| 阿賀町 | 津川地区振興事務所林業振興課 |
| 長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、田上町、出雲崎町、弥彦村、刈羽村 | 長岡地域振興局農林振興部林業振興課 |
| 十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町 | 南魚沼地域振興局農林振興部林業振興課 |
| 上越市、妙高市 | 上越地域振興局農林振興部林業振興課 |
| 佐渡市 | 佐渡地域振興局農林水産振興部林業振興課 |

別表3（第10条関係・交付申請時添付書類）

- (ア) 事業成績書
- (イ) 再建費用及び住宅等に係る火災保険等報告書（補助金交付要綱別記）
- (ウ) 補助対象木材納品書兼証明書（第5号様式）
- (エ) 各加算適用証明書類（加算の適用がある場合）
（補助金交付要綱別記の各証明書及び報告書等に記載の添付書類）
- (オ) 納材・納品・施工状況写真
- (カ) 完成図面（申込時から変更がある場合）
- (キ) 工務店と製材工場の受注契約書等の写し
（別表1（エ）の書類に含まれていない場合）
- (ク) その他、局長が審査に必要と認める書類

※以下は、検査時に提示を求める書類（予め、写しを提出することも可）

- ・納材伝票類（納品書・請求書等）

（補助対象木材を表す表記がされていること）

なお、申請者が製材工場を兼ねる場合、納材伝票類に代えて、製品管理台帳等

- ・製品検査野帳（寸法・材面品質・含水率・曲げ強度）の写し